

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄平

理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定及び民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の公布による。

立川市営住宅条例の一部を改正する条例

立川市営住宅条例（平成9年立川市条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
(使用手続) 第11条 第8条から前条までの規定により使用予定者として決定されたものは、市長が指定する日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 規則で定める請書を提出すること。 (2)略..... 2～5略..... (明渡請求権) 第40条略..... 2略..... 3 市長は、第1項第1号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に <u>法定利率</u> による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4～6略.....	(使用手続) 第11条 第8条から前条までの規定により使用予定者として決定されたものは、市長が指定する日までに次の各号に掲げる手続をしなければならない。 (1) 規則で定める <u>資格を有する連帯保証人の連署する</u> 請書を提出すること。 (2)略..... 2～5略..... (明渡請求権) 第40条略..... 2略..... 3 市長は、第1項第1号に該当することにより同項の規定による請求を行ったときは、当該請求を受けた使用者に対し、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた使用料の額との差額に <u>年5パーセントの割合</u> による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を徴収することができる。 4～6略.....

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第40条第3項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。

- 2 この条例による改正後の立川市営住宅条例（以下「新条例」という。）第11条第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第4条の規定による使用許可を受ける者から適用する。
- 3 施行日前に提出された請書のうち、新条例第4条の規定による使用許可に係るものについては、新条例第11条第1項の規定により提出された請書とみなす。